

新居浜工業高等専門学校寮務委員会規程

昭和 43 年 10 月 1 日規程第 8 号

第 1 条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第 21 条の規定に基づき、寮務に関する事項に対処するため、寮務委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学寮における教育及び生活指導に関する事項
- (2) 学寮の防災その他安全保持に関する事項
- (3) 寮生の保健衛生に関する事項
- (4) その他学寮に関する事項

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 寮務主事
- (2) 寮務主事補
- (3) 各学科、数理科及び一般教養科の教員 各 1 人
- (4) 学生課長

2 委員会の委員は、校長が委嘱する。

3 第 1 項第 2 号の委員は、同項第 3 号の委員を兼ねることができる。

4 第 1 項第 3 号の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項の委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第 5 条 委員長は、必要により委員でない職員を委員会に出席させることができる。

第 6 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 43 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 45 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 46 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正規則は、昭和 62 年 6 月 15 日から施行する。

2 この改正規則施行の際、第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する委員である者の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、昭和 63 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月8日から施行し、22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。